

## 利用料金の減額・免除について

三次市都市公園管理条例により、施設利用の減額、免除規定が定められています。

次の場合は対象となりますのでご確認ください。

| 利用料金の減額・免除について |   |
|----------------|---|
| 減額・免除の額        | 減額、免除対象   |
| 全額免除           | 三次市が主催・共催の場合<br>※ただし、付属設備については、この限りではない                                     |
|                | 三次市内の小学生・中学生・小学校就学の始期に達するまでのものが利用する場合<br>※ただし、付属設備については、この限りではない            |
|                | 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付者及びその介助者が利用する場合<br>※ただし、付属設備については、この限りではない |
| 1/2減額          | 高校生又はこれらの者を除く18未満の者が利用する場合<br>※ただし、付属設備・体育館の利用については、この限りではない                |
| ※要問合せ          | その他市長が定めた場合   |